

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第24号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



江戸東京たてもの園内 旧光華殿前にて



目 次



◇新年のご挨拶

代表社員	銀座事務所所長	横尾和儀	2P
代表社員	三鷹事務所所長	五老辰雄	
	小金井事務所所長	岩戸三和	3P
	埼玉事務所所長	氏家健二	

◇税務特集

□個人の方が上場株式等を保有売却した場合の 金融証券税制について	4P
-------------------------------------	-------	----

◇お客様紹介コーナー

ソフト・フィールド(株)	6P
(株)アスリートウェーブ	
麺や 千聖	
(株)AQUA	7P
(株)日本ゴルフシステムズ	
(株)エレガントデザイン	

◇事務所だよりコーナー・編集後記

.....	8P
-------	----

新年のご挨拶



代表社員 銀座事務所所長
横尾 和儀



代表社員 三鷹事務所所長
五老 辰雄

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

これから日本の日本、とりわけ日本経済の基盤である中小企業を取り巻く経済環境はどのようにしていくのでしょうか。昨年の政権交代により、日本の舵取りは大きく変わろうとしています。期待2割、不安8割といったところでしょうか。好むと好まざるに拘わらず、今の政権は10年は続くと言われています。そうした中での対応を考えいかなければなりません。政権政策マニフェストと政策集インデックスが公表されています。税制に注目すると、納税者の立場に立った改正、「公平・透明・納得」の3原則、それから時代と社会の変化に適合した新しい税制の仕組みを築くとされています。このマニフェストがどの程度実現化していくのか不明ですが、変化を慎重に見守りつつ対応していく必要があるのではないかでしょうか。

日本経済が不透明な中、中小零細企業の相談役としての会計事務所、又、経営コーチとしての会計事務所が求められています。こうしたニーズに応えつつ、東京さくら会計事務所は総合事務所を目指していきます。お客様のニーズに応えていく為に、研修制度の充実、資質の向上、業務改善を図っていきます。支所事務所間で連携を取り合い、お客様に役立つ情報提供をしていきたいと考えています。今年も職員一同研鑽に励んで参りますのでよろしくお願い申し上げます。

この新しい年が、皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。

新年明けましておめでとうございます。

平成22年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、皆様には格別のご厚情を賜り、心よりお礼申し上げます。

一昨年来、発生した世界的な経済不況は今だ予想しがたい様相を呈しております。昨年も書きましたが、従来の経済理論では、それに対応し、解決を図ろうとするには不可能です。「100年に一度の経済危機」は単なる経済だけでなく、政治はもちろん、社会システム等が大きく変わる時代の大きな転換期ではないでしょうか。それによって、従来の「倫理観」「哲学」が問われており、表面的な対応ではなく、本質的な取組みが求められているように思われます。

急激な変化は、その対応に苦労しますが、反面、新たな希望が湧いてきます。

例えば、過去の歴史をひも解けば、18世紀当時の産業革命によって、多様な産業技術、機械化、また新しい動力の発展が新たな産業を起こしたように、21世紀の産業もそれと同様、環境に関する事を抜きにしては、語れないでしょう。

そういう意味では、今後の企業経営は従来の「視点」「発想」の転換が必要であり、それとともに、ここ数年のうちに、昭和30年代から昭和50年代生まれの人達が中心となって、新時代の事業継続のために、新しい理念に基づいた経営戦略によって、変化や変革に対応するようになるでしょう。そして反面、平時においては成し得なかったことを実現できる絶好の機会が到来したと前向きにとらえ、挑戦すべきではないでしょうか。

私たち、東京さくら会計事務所一同、関与先の方々に、これまで培ってきた経験をいかし、新しい情報を発信し、この困難な時代を共々乗り切ってまいりたいと思います。

皆様にとって、この一年は大変な年でありますが、実りある年でありますようお祈り申し上げます。

新年のご挨拶



小金井事務所所長

岩戸 三和



埼玉事務所所長

氏家 健二

新年あけましておめでとうございます。
関与先の皆様におかれましては、ご健勝にて新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

税理士法人東京さくら会計事務所小金井事務所も新体制がスタートして一年が過ぎました。現在小金井事務所は、男性15名・女性12名の総勢27名のスタッフで日々業務を行っております。会計事務所としましては、規模が大きいですが、関与先の皆様をご訪問し毎月お目にかかっている担当者がおりますのが第1・第2業務部・企業サポート部、税務に関する研究・判断する税務部、主に会計データ処理を行う記帳部、当事務所に係る諸々を引き受けてくれる総務部で構成されています。人数が多い分、広い分野に渡りご相談をお受けできる会計事務所を目指し、日々努めてまいります。会計事務所に聞くのはどうかなとお思いのこともありますは担当者までお声かけ下さい。

さて、昨年は景気回復の兆しが見えなく、厳しい経済状況が続きました。そんな中、私が一人の社長様とお話をさせていただいておりました時、その社長様のお話のなかに、「厳しくても前を向いていかなければならぬのだから…」という言葉を何度も伺うことができました。私は感激致しました。「言葉」には力があり、自分自身を叱咤激励し自身の力へと変えることができる信じるからです。こんな状況だから仕方がないと思うのではなく、「こんな状況だからこそ」とまずは声に出して自分に聞かせてみてはいかがでしょうか。必ずやその先の言葉が生まれるはずです。そしてそれを漲る力に変えて下さい。

この新しい年が、皆様にとりまして幸多く輝かしい一年になりますよう、心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方には、お健やかに新年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

埼玉事務所も開設以来丸3年が経過いたしました。埼玉事務所のある埼玉県熊谷市は、2007年に40.9℃の最高気温を記録して以来、今では「暑い町」として有名になりました。熊谷市自体も「あついぞ！熊谷」をキャッチフレーズに積極的にまちづくりに活かしています。この「あついぞ！」には「暑い」だけでなく「熱い」という意味も込められ、気温の暑さや気持ちの熱さなど様々な「あつさ」を表現しています。埼玉事務所は現在、スタッフは私を含めて3名、まだまだ一事務所としての規模は小さいのですが、少數でもこの「熱さ」を胸に、日々お客様のために邁進していきたいと思っております。

さて、埼玉事務所では毎月1回熊谷にて異業種交流会を事務局として開催させていただいており、こちらも丸3年が経過いたしました。ご参加いただけるお客様のために何かしら有益な情報をと思い、毎回セミナーの時間を設けさせていただいております。時には外部より講師をお招きし、またある時には会員のお客様がお持ちの貴重なご経験やご見識などをご紹介いただき、それ以外の回には当方で講義をさせていただいており、取り扱ったレジュメも中々の数になってまいりました。その一部をご紹介しますと、毎年の「税制改正」にはじまり、「売掛債権の回収」「資金調達」「決算書の見方」「銀行の内部事情」「印紙税」「相続」「節税」等々、この場ではご紹介しきれませんが、多岐にわたり取り扱って参りました。もしご興味のある方は、ご一報いただければ進呈いたします。

最後に、今年一年が皆様方にとって最良の年となりますように心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。

税務特集

個人の方が上場株式等を保有・売却した場合の 金融・証券税制について

上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係について

平成22年分から平成23年分までは、上場株式等の配当等について、その支払の際に10%（所得税7%、住民税3%）が源泉徴収され、平成24年以降は、源泉徴収額が20%（所得税15%、住民税5%）に引き上げられます。

上場株式等の配当等（大口株主等（5%以上保有）を除く。）

平成21年分から23年度分までは10%（所得税7%・住民税3%）が源泉徴収されます。

- (1) 確定申告する場合には、①総合課税又は、②申告分離課税（平成21年分から23年分までは10%。平成24年分以後は20%の源泉徴収）が選択できます。総合課税の場合には、配当控除ができるますが、後述の上場株式等の譲渡損失に係る損益通算及び繰越控除（3年分）の制度が適用できません。なお、申告する場合には、申告する上場株式等の配当等のすべてについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。
- (2) 確定申告しない場合には、一回の支払を受ける配当等の額ごとに選択（源泉徴収口座内の配当等については、口座ごとに選択（平成22年以後））

上場株式等の大口株主等（5%以上）ないしは、非公開株式の配当等の場合

総合課税のみで確定申告が必要です。配当控除が適用できます。

上場株式等の譲渡損失に係る損益通算及び繰越控除

平成21年以後、上場株式等を金融商品取引業者を通じて売却し譲渡損失が生じた場合、確定申告で申告分離課税方式を選択することにより、上場株式等の譲渡所得や配当所得の損益通算及び繰越控除（3年）ができます。

これは譲渡損失が生じ、配当等を受け取っても譲渡損失が消せない場合に、翌年以後3年間に渡って、株式等の譲渡所得及び上場株式等の配当所得の金額を、その繰越した損失金額から控除することができる制度です。

上場株式等の配当の場合、特定口座を開設することにより、申告が不要とすることもできます。お客様の状況によって、総合課税による配当控除を選択するほうが有利なのか、申告分離課税による損益通算をしたほうが有利なのかをよく考えて選択することが必要です。

特定口座制度

今までの一般的な口座とは違い、これらの口座を開設した場合、上場株式等の売却が他の所得とは区分して行うことができます。なお、特定口座には次の2種類があります。

- (1) 簡易申告口座 金融商品取引業者等（証券会社等）から送られてくる特定口座取引報告書により簡易に申告ができる口座のことです。
- (2) 源泉徴収口座 原則として、証券会社等が源泉徴収を行うため、その特定口座における上場株式等の売却による所得を申告不要とすることができます（平成21年分から23年分は10%。24年以降は20%が源泉徴収されます。）。
- ※ 謹度損失に係る損益通算等を利用するためには確定申告が必要です。なお平成22年分からは、この口座を開設している場合、上場株式等の配当等をこの口座で受け入れることができます。これにより、謹度損失が生じた場合の損益通算が簡単に行えるようになります。

上場株式等を売却した場合の確定申告に係る税率

- (1) 上場株式等を金融商品取引業者等（証券会社等）を通じて売却した場合
平成21年分から平成23年分までは10%。平成24年以降は20%の税率が課されます。
- (2) (1) 以外の場合又は、非公開株式の売却の場合 20%の税率が課されます。

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例

平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式を売却する場合、収入金額から控除する取得費を、次のいずれか有利な方を選択することができます。

- (1) 実際の取得費
(2) 平成13年10月1日における終値の80%に相当する金額（この特例の適用を受ける際の終値は、国税庁のホームページの「平成13年10月1日における上場株式等の株価一覧表」で確認できます。）

相続対策のご案内

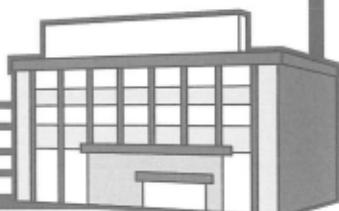
当事務所では、相続の事前対策を行っております

- 各分野の専門家が3年間に渡って不安を解消します
- お客様の相続税額を試算し、今後の対策を検討！
- お客様の意思を尊重した「有効なプラン」の提案！
- お客様が選択されたプランの実行！

（各分野の専門家による実務作業のバックアップ）

**相続に関する問題を、総合的に
コンサルティングさせて頂きます**

TOKYO-SAKURA-



お客様紹介コーナー



ソフト・フィールド(株)

創業して2年の若い会社です。

物流全般『なんでも屋』として、チャーター・宅配・保管・加工・DM配付・ポスティング業務と、提案から実施まで幅広く対応しております。

2010年からは、総合物流商社として、次なるステージへと向かいます。

前述の業務はもちろん、輸出入・通販をはじめ、使用済食物油を回収し、ろ過してディーゼル車を動かす、エコに目を向けた事業にも取り組んでまいります。

地道で効率良い物流なくして内需拡大はありません。

どんな小さな事でも、ぜひご相談ください。

住 所 調布市深大寺南町3-17-1-F409

電 話 090-2763-9204 (代表者携帯)

F A X 042-481-8884

E-mail sh.oh.416@r7.dion.ne.jp

定休日 無 休

(株)アスリートウェーブ 西東京鍼灸整骨院

肩こり、腰痛、スポーツ障害、リハビリ等、プロスポーツに携わったスタッフが健康をお届けするメディカル、フィットネス、ウェルネス、アスリートと気軽にいける整骨院です。

腰痛が中々治らない。階段とかで膝が痛い。ゴルフで飛距離を伸ばしたい。スポーツ競技のレベルを上げたい。子供の運動音痴を治したいなど…さまざまな要望にお答えします。



スタッフは雑誌、テレビでも活躍中のベテラン先生からプロの選手を診ているスタッフが多数在籍しております。

住 所 小平市上水南町2-15-7-1 エバーグレース1F

お問い合わせ 090-3066-0054 (個人携帯)

定 休 日 祝日、年末年始

営業時間 9時から21時まで

(株)アップ・リバー 麺や 千聖 (めんや せんしょう)

動物系、魚介系、昆布系の三種のスープを合わせたスープで、無化調で作っています。食材にこだわり、スッキリ、サッパリとしたラーメン、を皆様に食べていただきたいと思っております。

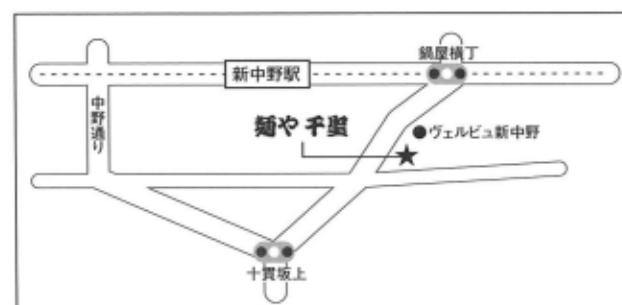
新中野（丸の内線）鍋横商店街にお越しの際には、どうぞお立ち寄り下さい。

住 所 中野区本町4-30-11

電 話 03-3382-5355

定 休 日 水曜日

営業時間 11時半～16時 18時半～21時



お客様紹介コーナー

(株)AQUA

現在、武藏小金井駅周辺で、ショットバー・カフェ・居酒屋の3店舗を経営しています。

ショットバーは定番から超レアなお酒を数百種類取り揃え、カフェは、コーヒーだけでも気軽に楽しめるようなラインナップ。居酒屋は九州・鹿児島の食材・芋焼酎を中心とした店となっております。それぞれ、地元民に愛される店を目指し、日々頑張っております。

もし機会がありましたら、是非お立ち寄りください！

●ショットバーネバーランド 20時～6時（ほぼ無休）

●ネバーランドカフェ 16時～26時（日曜定休）

●居酒屋 ねばや 17時～25時（月曜定休）



(株)日本ゴルフシステムズ

弊社は、ゴルフ場のキャディアウトソーシングと、ゴルフ会員権の仲介・売買の2事業を行っている会社です。キャディアウトソーシングでは、埼玉県内の11ヶ所のゴルフ場と契約し『喜ばれるキャディ』をモットーにスタッフ育成と教育に努めています。ゴルフ会員権事業では、全国のゴルフ場を取り扱っており、営業経験20年以上の担当者が『買って喜ばれる！売ってご満足いただける！』をモットーに活動しております。お気軽にご相談ください。

住 所 さいたま市西区佐知川228-143

電 話 048-620-6161(代)

定 休 日 土・日・祝

営業時間 9時～17時半 会員権事業

（屋号：新都心ゴルフ）9時半～18時

<http://www.n-gs.co.jp/>



(株)エレガントデザイン ELEGANT DESIGN

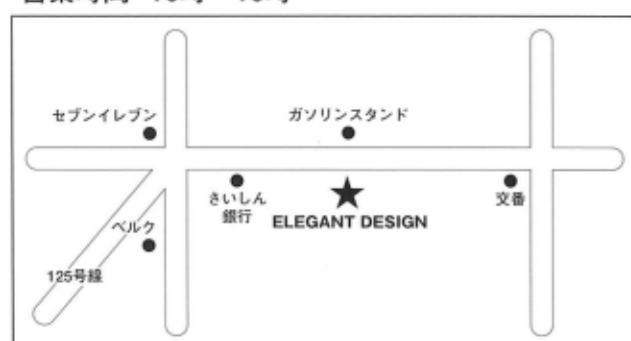
弊社は、自動車内装をメインとして張替えやオーディオ、カスタムなどを行っております。最近ではエコの流れを受け、本革のカラーチェンジやリペアのオーダーが増えています。軽自動車からロールスロイスなど高級車まで、タバコの焦げ穴から防弾車両まで、内装でお困りの方はぜひご相談下さい。

住 所 行田市富士見町1-1-3

電 話 048-556-9855

定 休 日 毎週火曜日、第2水曜日

営業時間 10時～19時



このコーナーに掲載したい方は担当へご連絡下さい。

事務所だよりコーナー

埼玉事務所移転について

埼玉事務所は昨年末に事務所移転を済ませ、新事務所にて営業を開始いたしております。埼玉事務所も開設4年目に突入いたしました。事務所移転を機に気分一新、お客様のための会計事務所として更に精進していきたいと思います。

近くにお越しの際は、ぜひお気軽にお立ち寄りください。



編集後記

富士山の優美な風貌は、国内のみならず海外でも日本の象徴として広く知られており、初夢に見ると縁起がよいとされる「一富士二鷹（たか）三茄子（なすび）」の筆頭である富士山。富士山は日本画をはじめ絵画作品や写真、デザインなどあらゆる美術、芸術のモチーフとして扱われている。雲の上にそびえる富士山の姿を目の前にして、その風景に何も感じ得ることはないという人はいないだろう。

「芸術とは人間の心に映った自然のこと
肝心なのはその心を磨くこと」である
オーギュスト・ロダンのことば

本年もよろしくお願い申し上げます。

内部研修の様子

写真は内部研修の様子です。

当事務所では、年間5回の内部研修を行っております。

外部講師をお願いして行う研修会、スタッフ同士で意見交換、情報交換をするといったディスカッション形式の研修会などその形式は様々です。毎回盛りだくさんの内容なので時間が足りなくなることも…。

このような研修会を通してスキルアップすることでお客様への情報提供に役立てています。



税理士法人

東京さくら会計事務所

〒184-0003 東京都小金井市緑町5-5-4

TEL 042-385-6630

FAX 042-385-6604

編集発行人

印 刷

税理士 横尾和儀

株式会社 税 経